

インフルエンザの出席停止についてのお願い

届け出がありましたインフルエンザについては、児童生徒への蔓延を防ぐため学校保健安全法第 19 条により、出席停止を指示します。

出席につきましては、校医又は主治医の治療を受けるなど、病気が完全に治る（発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過する）まで登校しないよう、特にお願ひします。

なお、罹患状況報告書は、登校する日（発症した後5日を経過し、かつ、
解熱後2日を経過した日）に、必ずお子さんに持たせてください。

インフルエンザによる出席停止期間早見表

[illegible]